

添 付 書 面	備 考
1 提出書面一覧表	別記様式による。
2 自動車の構造、装置及び性能を記載した書面（以下「諸元表」という。）	既に型式の指定を受けた自動車等（以下「型式指定自動車等」という。）と同一の構造又は装置を有する場合には、型式指定申請の際に提出した諸元表に申請に係る構造又は装置の部分のみ別記したものを添付して差し支えない。
3 構造・装置の概要説明書	
4 外観図及び外観写真	
5 保安基準の規定に適合することを証する書面 (1) 走行性能曲線図（けん引自動車に限る。） (2) 原動機性能曲線図（必要があると認められる場合に限る。） (3) 運転者席付近配置図 (4) 車わく強度計算書（最大積載量を有する自動車及び乗合自動車に限る。） (5) 制動能力計算書（大型特殊自動車に限る。） (6) 次に掲げる装置等の図面 (ア) シャシ全体図 (イ) 原動機全体 (ウ) 燃料装置 (エ) 動力伝達装置 (オ) 走行装置 (カ) かじ取り装置 (キ) 制動装置 (ク) 緩衝装置 (ケ) 車わく又は車体組立 (コ) 灯火装置（二輪自動車に係るものを除く。） (7) 検討書	申請に係る構造又は装置以外の構造又は装置が、型式指定自動車等と同一の構造又は装置の場合には、その構造又は装置に関する保安基準の規定に適合することを証する書面の提出を省略して差し支えない。 成績書等をもって計算書に代えることができる。 当該装置等の外観写真をもって(ア)から(ケ)までに掲げる装置等の図面に代えることができる。  保安基準の適用除外を受ける事項を除く
6 その他自動車の構造、装置及び性能に関して必要な書面	
7 申請に係る構造又は装置に関し、保安基準の適用の除外を受ける事項及びその理由を記載した書面	
8 申請に係る構造又は装置を有する自動車の安全性の確保及び環境対策について記載した書面	
9 試験運行計画及び試験運行の実施体制を記載した書面	試験運行の実施にあたっては他の交通に悪影響を及ぼさないこと及び道路において試験運行を行う必要性を明記すること。 使用の本拠の位置を明記すること。
10 試験運行によるデータ収集項目を記載した書面	
11 申請に係る自動車又は構造及び装置の開発状況と普及の見通しを記載した書面	
12 点検整備方式を記載した書面	一般の点検整備以外に使用者に要求する特別の点検整備がある場合に限る。
13 認定を申請する者と申請に係る自動車との関係を表す書面（自動車製作者を除く）	当該書面が日本語で記載されているもの以外のものであっては、これを翻訳した書面を添付すること。
14 その他審査の実施に当たって必要と認められる書面（社内試験対象自動車選定事由書等）	

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列 4番とする。ただし、この大きさによることが困難なものについては、折りたたんだ状態でこの大きさとする。

2 独立行政法人交通安全環境研究所自動車審査部に提出する関係書面は、1～8、及び14とする